

米軍普天間飛行場周辺における住宅防音工事の築年数条件拡充に関する意見書

本市には街のど真ん中に米軍普天間飛行場が存在し、同飛行場を離発着する航空機等の激しい騒音により、市民生活に大きな支障を来している。

このような中、国は同飛行場周辺の地域住民に対する騒音被害の緩和措置として、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、75W値以上の住宅防音対象区域における住宅防音工事助成を実施している。

しかしながら、住宅防音対象区域において補助対象として指定されているのは、1983年（昭和58年）9月10日までに建築された住宅のみとなっており、その後に建築された住宅は補助対象外となっている。同じ住宅防音対象区域にあって、同じように米軍機の騒音に苦しめられているにもかかわらず築年数の差で補助が受けられない現状は、著しく公平性を欠くものであると考える。

住宅防音工事の対象拡充についてはこれまでも例があり、米軍岩国航空基地では空母艦載機の移駐による騒音が増加したことによる地域特性を踏まえて、工事対象となる住宅の築年数の条件が緩和されている。

普天間飛行場周辺においては、同飛行場所属機の夜間訓練及び外来機飛来による騒音被害が常態化しており、このような地域特性を鑑みれば、同飛行場周辺における住宅防音工事の対象となる築年数の条件拡充があつてしかるべきと考える。

よって本市議会は、安心・安全な市民生活を守る立場から、下記の事項を強く要請する。

記

- 一 住宅防音工事の対象となる住宅について、1983年（昭和58年）9月10日より後に建築された住宅も対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年3月26日

沖縄県宜野湾市議会

【宛先】防衛大臣、沖縄基地負担軽減担当大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長